

中小企業者生産性向上緊急支援事業補助金等交付要綱

熊本県商工会連合会 会長 笠 愛一郎

(通則)

第1条 熊本県中小企業者生産性向上等推進事業補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、熊本県補助金等交付規則(昭和56年7月23日規則第34号。以下「規則」という。)、熊本県商工労働補助金等交付要項その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下、「補助事業者」という。)は、県内に主たる事業所があり、かつ、次の第1号及び第2号の要件をすべて満たす者とし、中小企業基本法第2条第1項の規定に定める中小企業者とする。

(1) 生産性向上等に取り組む事業者

令和5年(2023年)4月1日以降に、別表に掲げる国や県における生産性向上等を目的とした補助金(以下、「国等の補助金」という。)の交付決定又は採択を受けた者

(2) 従業員の賃上げに取り組む事業者

令和5年度の最低賃金の改正に伴い、令和5年(2023年)10月8日以降に事業場内で最も低い時間当たりの従業員の賃金(以下、「事業場内最低賃金」という。)を、改正後の最低賃金額(898円)を超える額に引き上げた者又は令和6年(2024年)9月30日までの間に引き上げる者。

なお、全ての従業員の賃上げを行うことを原則とするが、会長が適当と認めた場合は、一部の従業員に限定し賃金を引き上げた又は引き上げる者も対象とする。

また、「従業員」とは、事業場内最低賃金対象労働者の対象外となる、役員、個人事業主の家族専従者、交付申請時点で産休・育休・介護休業・休職中の者、最低賃金法第7条適用者(同法第7条の最低賃金の減額の特例により定められた「最低賃金の適用除外(減額して額を適用する)」となる労働者。障害者等。)以外の者をいう。

(補助対象経費・補助金額及び補助率等)

第3条 補助金の補助対象経費及び補助金額については、次のとおりとし、補助率及び補助上限額は別表第1～3のとおりとする。

(1) 補助対象経費 国等の補助金に係る交付決定又は採択を受けた事業に係る補助対象経費

(2) 補助金額 補助対象経費に別表第1～3に掲げる補助率を乗じて得た額

ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第1号様式(以下、「申請書」という。)に必要な書類(以下、「添付書類」という。)を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定等)

第5条 会長は、前条に定める申請書及び添付書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めた場合は、本補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、その金額を支払うものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定通知及び交付額の確定通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(不交付の決定)

第6条 会長は、前条第1項の内容審査を行い、第2条に定める要件に該当しないと認めた場合は、補助金の不交付決定を行い、その通知は別記第3号様式により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告は、第4条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(国等の補助金の交付確定及び事業場内最低賃金の引き上げに伴う報告)

第8条 補助事業者が、以下のいずれかに該当する場合には、別記第4号様式に添付書類を添えて、速やかに会長に報告しなければならない。

- (1) 第4条に規定する交付申請時点において、国等の補助金が交付決定済み又は採択済み（交付確定未済）のものについて、国等の補助金の交付確定通知を受けた場合
- (2) 第4条に規定する交付申請時点において、国等の補助金が交付決定済み又は採択済み（交付確定未済）のものについて、国等の補助金に係る事業の中止又は廃止の申し出又は承認を受けた場合
- (3) 第4条に規定する交付申請時点において、事業場内最低賃金の引き上げを実施予定のものについて、事業場内最低賃金の引き上げを実施した又は実施しなかった場合

(申請内容等の変更等)

第9条 補助事業者は、以下のいずれかに該当する場合には、別記第5号様式に添付書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 国等の補助金の確定に伴い、確定後の国等の補助金の補助対象経費に基づき別表第1により補助金額を算定した結果、既交付決定及び確定額を下回る場合
- (2) 国等の補助金に係る事業の中止又は廃止の申し出又は承認を受けた場合
- (3) 第5条に規定する申請書に記載した事業場内最低賃金の引上げ時期において、事業場内最低賃金の引上げを実施しなかった場合

2 前項の規定による補助金の再交付決定及び再確定通知は、別記第6号様式により行うものとする。

(請求)

第10条 規則第16条に規定する請求は、第4条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行う。

(交付決定の取消し)

第11条 会長は、支援対象事業者が、偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合は、交付決定の取り消し又は変更を行い、その通知は別記第6号様式により行うものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助事業者が、国等の補助金に係る事業完了後、以下のいずれかに該当する場合には、会長は、補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 国等の補助金の確定に伴い、確定後の国等の補助金の補助対象経費に基づき別表第1により補助金額を算定した結果、既交付決定及び確定額を下回る場合
- (2) 国等の補助金に係る事業の中止又は廃止の申し出又は承認を受けた場合
- (3) 第5条に規定する申請書に記載した事業場内最低賃金の引上げ時期において、事業場内最低賃金の引上げを実施しなかった場合

(その他必要な事項)

第13条 この要綱及び規則に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）11月8日から施行する。

別表

第1 (第5条に規定する交付申請時点において、国等の補助金が交付確定済みの場合)

補助金名		補助率	補助上限額 (円)
持続化補助金 (第11次)	通常枠	7/30	175,000
	特別枠		700,000
	賃金引上げ枠のうち赤字事業者	3/20	400,000
	インボイス枠	7/30	350,000
持続化補助金 (第12次～)	通常枠	7/30	175,000
	インボイス特例		350,000
	特別枠	7/30	700,000
	賃金引上げ枠のうち赤字事業者(インボイス特例無し)	3/20	400,000
	インボイス特例	7/30	875,000
インボイス特例(賃上げ枠赤字)	3/20	500,000	
ものづくり補助金	通常枠	2/5	2,000,000
	小規模企業者・小規模事業者、再生事業者	7/30	
	回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠		
	グローバル市場開拓枠	2/5	
	小規模企業者・小規模事業者	7/30	
事業再構築補助金 (第4～5次)	通常枠、大規模賃金引上げ枠、卒業枠	7/30	2,000,000
	グローバルV字回復枠	2/5	
	緊急事態宣言枠 ～5人	3/20	1,000,000
	6人～		2,000,000
	最低賃金枠 ～5人		1,000,000
6人～	2,000,000		
事業再構築補助金 (第6～9次)	通常枠、大規模賃金引上げ枠	7/30	2,000,000
	グリーン成長枠	2/5	
	原油価格・物価高騰等緊急対策枠(第7～9次)	3/20	1,000,000
	回復・再生応援枠 ～5人		
	6人～		2,000,000
	最低賃金枠 ～5人		1,000,000
6人～	2,000,000		
事業再構築補助金 (第10～11次)	成長枠、グリーン成長枠	2/5	2,000,000
	大規模賃上	7/30	
	産業構造転換枠、サプライチェーン強靱化枠、物価高騰対策枠	7/30	
	最低賃金枠 ～5人	3/20	
6人～	2,000,000		
IT導入補助金	通常枠 A類型	2/5	1,200,000
	通常枠 B類型		2,000,000
くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金		7/30	700,000
	特殊要件	3/20	400,000

※補助金名の下に()書きしている回次は例示であり、第2条の要件を満たすものであれば他の回次も対象とする。

第2（第5条に規定する交付申請時点において、国等の補助金が交付決定済み（交付確定未済）の場合）

補助金名		補助率	補助上限額（円）	
持続化補助金 （第11次）	通常枠	7/30×0.8	140,000	
	特別枠		560,000	
	賃金引上げ枠のうち赤字事業者	3/20×0.8	320,000	
	インボイス枠	7/30×0.8	280,000	
持続化補助金 （第12次～）	通常枠	7/30×0.8	140,000	
	インボイス特例		280,000	
	特別枠	7/30×0.8	560,000	
	賃金引上げ枠のうち赤字事業者（インボイス特例無し）	3/20×0.8	320,000	
	インボイス特例	7/30×0.8	700,000	
インボイス特例（賃上げ枠赤字）	3/20×0.8	400,000		
ものづくり補助金	通常枠	2/5×0.8	1,600,000	
	小規模企業者・小規模事業者、再生事業者	7/30×0.8		
	回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠			
	グローバル市場開拓枠	2/5×0.8		
	小規模企業者・小規模事業者	7/30×0.8		
事業再構築補助金 （第4～5次）	通常枠、大規模賃金引上げ枠、卒業枠	7/30×0.8	1,600,000	
	グローバルV字回復枠	2/5×0.8		
	緊急事態宣言枠 ～5人	3/20×0.8	800,000	
	6人～		1,600,000	
	最低賃金枠 ～5人		800,000	
	6人～		1,600,000	
事業再構築補助金 （第6～9次）	通常枠、大規模賃金引上げ枠	7/30×0.8	1,600,000	
	グリーン成長枠	2/5×0.8		
	原油価格・物価高騰等緊急対策枠（第7～9次）	3/20×0.8	800,000	
	回復・再生応援枠 ～5人		1,600,000	
	6人～		800,000	
	最低賃金枠 ～5人		1,600,000	
6人～	800,000			
事業再構築補助金 （第10～11次）	成長枠、グリーン成長枠	2/5×0.8	1,600,000	
	大規模賃上	7/30×0.8		
	産業構造転換枠、サプライチェーン強靱化枠、物価高騰対策枠	7/30×0.8		
	最低賃金枠 ～5人	3/20×0.8		800,000
	6人～			1,600,000
IT導入補助金	通常枠 A類型	2/5×0.8	960,000	
	通常枠 B類型		1,600,000	
くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金		7/30×0.8	560,000	
	特殊要件	3/20×0.8	320,000	

※補助金名の下に（）書きしている回次は例示であり、第2条の要件を満たすものであれば他の回次も対象とする。

第3 (第5条に規定する交付申請時点において、国等の補助金が採択済み(交付確定未済)の場合)

補助金名		補助率	補助上限額(円)	
持続化補助金 (第11次)	通常枠	7/30×0.5	87,000	
	特別枠		350,000	
	賃金引上げ枠のうち赤字事業者	3/20×0.5	200,000	
	インボイス枠	7/30×0.5	175,000	
持続化補助金 (第12次～)	通常枠	7/30×0.5	87,000	
	インボイス特例		175,000	
	特別枠	7/30×0.5	350,000	
	賃金引上げ枠のうち赤字事業者(インボイス特例無し)	3/20×0.5	200,000	
	インボイス特例	7/30×0.5	437,000	
インボイス特例(賃上げ枠赤字)	3/20×0.5	250,000		
ものづくり補助金	通常枠	2/5×0.5	1,000,000	
	小規模企業者・小規模事業者、再生事業者	7/30×0.5		
	回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠			
	グローバル市場開拓枠	2/5×0.5		
	小規模企業者・小規模事業者	7/30×0.5		
事業再構築補助金 (第4～5次)	通常枠、大規模賃金引上げ枠、卒業枠	7/30×0.5	1,000,000	
	グローバルV字回復枠	2/5×0.5		
	緊急事態宣言枠 ～5人	3/20×0.5	500,000	
	6人～		1,000,000	
	最低賃金枠 ～5人		500,000	
	6人～		1,000,000	
事業再構築補助金 (第6～9次)	通常枠、大規模賃金引上げ枠	7/30×0.5	1,000,000	
	グリーン成長枠	2/5×0.5		
	原油価格・物価高騰等緊急対策枠(第7～9次)	3/20×0.5	500,000	
	回復・再生応援枠 ～5人		1,000,000	
	6人～		500,000	
	最低賃金枠 ～5人		1,000,000	
6人～				
事業再構築補助金 (第10～11次)	成長枠、グリーン成長枠	2/5×0.5	1,000,000	
	大規模賃上	7/30×0.5		
	産業構造転換枠、サプライチェーン強靱化枠、物価高騰対策枠	7/30×0.5		
	最低賃金枠 ～5人	3/20×0.5		500,000
	6人～			1,000,000
IT導入補助金	通常枠 A類型	2/5×0.5	600,000	
	通常枠 B類型		1,000,000	
くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金		7/30×0.5	350,000	
	特殊要件	3/20×0.5	200,000	

※補助金名の下に()書きしている回次は例示であり、第2条の要件を満たすものであれば他の回次も対象とする。